

参考資料 1

1. はじめに
不特定多数の人間や公共の建物、施設を攻撃し、社会生活を麻痺させるテロリストは、市民生活や都市活動にとって新しい危機であり、社会基盤の一翼を担う水道事業体は、その対策を十分検討しておく必要がある。
水道事業体は、水道施設にテロの発生が予見される場合には水道施設の警備等の強化を、テロが発生した場合には緊急措置、応急給水、応急復旧等の諸活動を、計画的かつ効率的に実施することが求められる。
テロに対して、このような諸活動を迅速・的確に行うためには、各々の水道事業体が規模・地域の特性に応じた適正なマニュアルを事前に作成しておくことが不可欠である。
テロ対策マニュアル策定指針は、中・小規模の水道事業体の中で、テロ対策マニュアルを作成していない事業体や作成済みであっても実効マニュアルとしては不完全である事業体を対象に、テロ発生時の応急対策の諸活動を迅速・的確に実施できる実効的なマニュアルを効率的に策定できるよう構成したものである。

テロ対策マニュアル策定指針

2. テロ対策マニュアル策定指針の構成

テロ対策マニュアル策定指針は、以下の I、II により構成している。

- I. テロ対策マニュアルの概要と作成方法
テロ対策マニュアルの構成、基本的な考え方等を説明するとともに、「II. テロ対策マニュアル(例)」を基本とした作成方法を示している。
- II. テロ対策マニュアル(例)
中・小規模の水道事業体を対象とした標準的なテロ対策マニュアル(例)を示している。

目 次

I.	テロ対策マニュアルの概要と作成方法	I-1
1.	総論	I-2
1.1	目的	I-2
1.2	用語の定義	I-2
1.3	テロ対策マニュアルの構成	I-2
1.4	テロの想定	I-4
2.	予防対策	I-6
2.1	予防対策の概要	I-7
2.2	水道施設の警備等	I-7
2.3	情報収集、連絡体制等の確立	I-8
2.4	水道施設のテロ対策	I-9
2.5	教育・訓練	I-9
3.	応急対策	I-10

II. テロ対策マニュアル(例)

1.	総論	II-1
1.1	目的	II-2
1.2	用語の定義	II-3
1.3	テロ対策マニュアルの構成	II-4
1.4	テロの想定	II-5
2.	予防対策	II-6
2.1	予防対策の概要	II-7
2.2	水道施設の警備等	II-7
2.3	情報収集、連絡体制等の確立	II-8
2.4	水道施設のテロ対策	II-10
2.5	教育・訓練	II-10
3.	応急対策	II-11

(参考資料)

参考資料1	国内でのテロ事件発生に係る対応について (厚生労働省健康局水道課長通知 平成15年12月15日)	II-13
参考資料2	飲料水健康危機管理実施要領について (平成14年6月28日 健水発第062801号)	II-14

I. テロ対策マニュアルの概要と作成方法

I. テロ対策マニュアルの概要と作成方法

1. 総論

1.1 目的

我が国を取り巻く安全保障環境は、国際テロ組織等の活動などの新たな脅威への対応が差し迫った課題となっている。そのため有事法制の整備が進められ、平成16年9月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)が施行されている。

水道施設が水源等への毒物投入などのテロ攻撃を受けると国民の生命、健康の安全を脅かす事態となり、市民生活や都市活動を麻痺させることとなるため、このような破壊活動に対して、水道事業体は迅速かつ的確に対応する必要がある。

「平成16年度 水道の危機管理対策指針策定調査」において、水道事業体を対象に実施したアンケート調査によると、実動的なテロ対策マニュアルを策定している水道事業体は少なく、その作成手法の指導を求める意見が多かった。

そのため、テロの発生が予見される場合には水道施設の警備等の強化を、テロが発生した場合には緊急措置、応急給水、応急復旧等の諸活動を、迅速かつ的確に実施できる体制をつくり、通常給水の早期回復と計画的な応急給水等を行うことを目的として、「II. テロ対策マニュアル(例)」(以下、マニュアル例という)を作成した。

なお、水道給水対策本部の設置基準および個々の事項については、国民保護法に基づいて定められる都道府県および市町村の国民保護計画と整合していないければならない。

1.2 用語の定義

テロ対策マニュアルに使用される用語の定義を明確にして、職員を含め関係者全員の意志疎通を図りやすくする。

本指針で使用している用語の定義は表-1のとおりであり、これらを参考にする。

表-1 用語の定義

区分	用語	定義
テロ	テロ	テロは次の場合をいう。 ①水道施設の物理的な破壊 ②水源域や水源、原水、浄水施設などに毒薬物を投入するBCテロ ③監視制御システム等に対するサイバーテロ
市町村国民保護計画	市町村国民保護計画	「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法) (平成16年9月施行)に基づき、国が定める基本指針に沿って、市町村が国民の保護のための措置の実施体制などを定めた計画。対象とする事態としては、NBC攻撃※等の武力攻撃事態のほか、水源池に対する毒物等の投入などの緊急対処事態がある。 ※NBCは「Nuclear」(核)、「Biological」(生物)、「Chemical」(化学)の総称。
対策本部	水道給水対策本部	テロが発生あるいは発生のおそれがある場合に、市町村国民保護計画に基づく対策本部の組織下で水道施設の警備等の予防対策、応急給水、応急復旧等を目的として水道課等に設置される対策本部。
水道事業体	応援事業体	テロによる被害が発生した場合、本市に対して応急給水、応急復旧等の応援を行う水道事業体。
	予防対策	テロ発生時の応急対策のための事前準備対策(ソフト対策)および水道施設の監視設備や毒薬物投入防止対策(ハード対策)等のテロ発生に備えた対策。
	応急対策	テロ発生後、初動体制、応急体制を確立して行う応急給水や応急復旧等の対策。
テロ対策	初動体制	テロ発生後、動員・配備した職員等により、初期の活動(情報収集・連絡、被害調査、緊急措置、応急給水等)を行う組織体制。
	応急体制	応援事業体等を配備し、応急給水、応急復旧等を本格的に実施することができる組織体制。
	応急給水	テロにより断水が発生した場合、緊急の水需要に応ずるための臨時の給水。断水状況を把握した上で応急給水栓等を用いて実施する。
	応急復旧	通水回復に向けて実施する被害を受けた水道施設の修繕(復旧)。 被害状況の把握、緊急措置、応急復旧計画の策定を行い実施する。

1.3 テロ対策マニュアルの構成

この部分は、テロ対策マニュアルが、どのような内容で構成されているかを記述する部分である。

テロ対策マニュアルは、「1. 総論」、「2. 予防対策」、「3. 応急対策」から構成される。

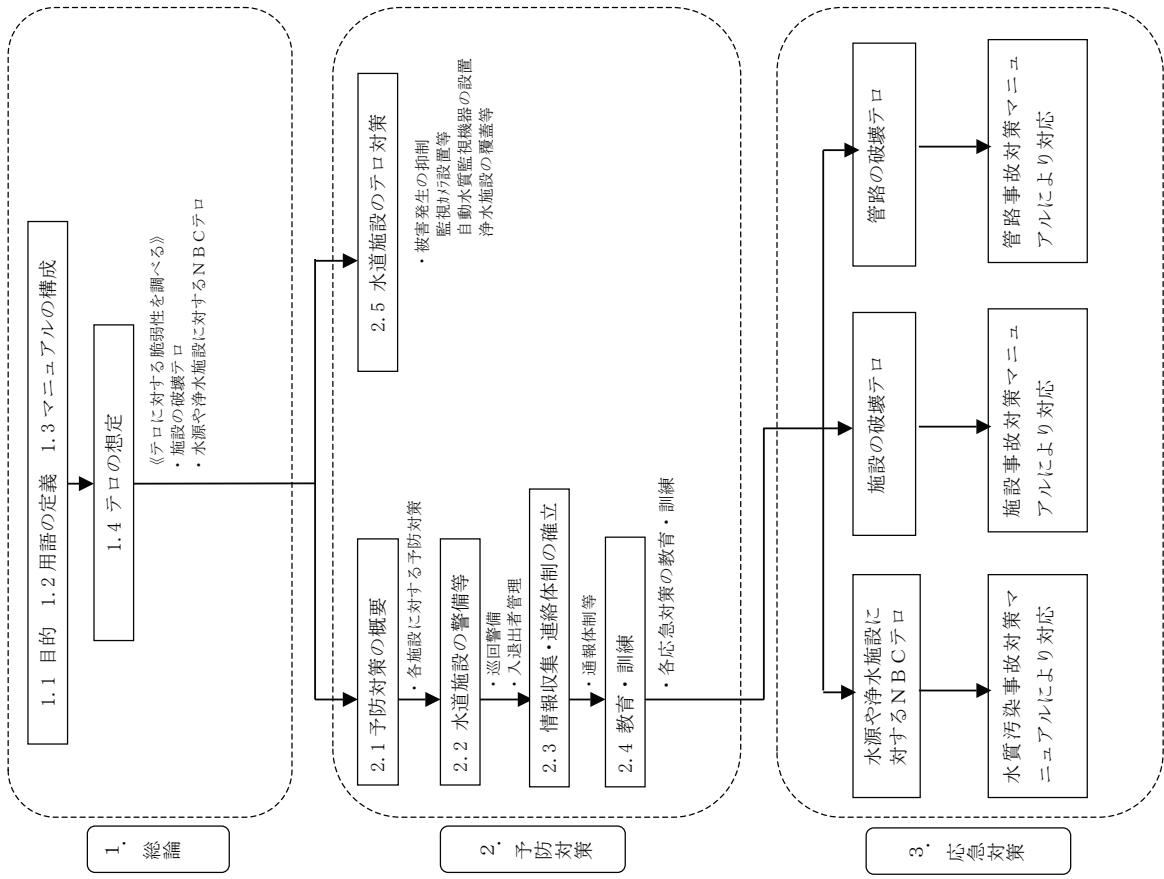
「1. 総論」は、それぞれの事業体で水源水域の特徴と原水種別、浄水処理方法や管理体制が異なるため、個々の水道事業体で想定されるテロや被害想定について個別に検討し、テロ対策の基本となる事項をまとめる部分である。

「2. 予防対策」は、それぞれの水道事業体が事前に準備しておかなければならぬ予防対策を整理し、水道施設の警備、情報収集・連絡体制の確立、教育・訓練、水道施設のテロ対策等についてまとめた部分である。

「3. 応急対策」は、テロによる被害状況に応じて、迅速・的確な対応をとるために応急対策についてまとめた部分である。

テロによる被害としては、水質汚染、施設破壊等が考えられるが、これらに対して他の危機管理対策マニュアルによる対応をまとめた。

テロ対策マニュアルの構成を、図-1に示す。



1.4 テロの想定

水道におけるテロには、以下に示すように施設そのものを物理的に破壊する、いわゆる破壊テロ、水源や浄水施設に毒薬物などを投入するNBCテロ(放射性物質、生物・化学兵器テロ)、水道施設の運転・管理体制に対する誤作動を起こさせたり、運転管理のための情報を遮断したりするサイバーテロの3種類が考えられる。

- ① 施設の破壊テロ
- ② 水源や浄水施設に対するNBC(放射性物質、バイオ・ケミカル)テロ
- ③ 水道施設の運転・管理体制へのサイバーテロ

物理的な破壊については、水道事業以外の例として鉄道における置石や送電線の鉄塔のボルトの取り外しがある。水道事業においては、成田国際空港の整備に対して、過激派によって昭和53年6月千葉県北総淨水場への廢油・毒物投事件が発生している。近年では、第三者による水道施設内への浸入、毒物の投入事件が発生している。

水道の運転管理システムは、基本的に独立した通信回線を使用していることから、サイバーテロによる影響は小さいと考えられる。

したがって水道のテロ対策は、施設の破壊テロとNBCテロが中心となる。水道施設の形態別に考えられるテロ行為を挙げると次のとおりである。

各々の水道事業体では、このようなテロが発生した場合の影響の大きさを考慮して、テロの想定を行う。

表-2 テロ行為

施 設	テロ行為
取水施設	取水施設の破壊、水源池へのNBC系毒物の投入
浄水施設	各施設の破壊、浄水施設へのNBC系毒物の投入
導・送・配水施設	管路、水管橋、ポンプ施設、接合井、サーチタンク等破壊
管理事務所	施設破壊

図-1 テロ対策マニュアルの構成

2. 予防対策

2.1 予防対策の概要

テロによる水道施設の被害や給水への影響を軽減するためには、各水道事業体で、水道施設の予防対策を計画的に実施する必要がある。
テロに対する予防対策を表-3に示す。

表-3 テロ予防対策

テロの予防対策			
施 設	水道施設の警備等	情報収集・連絡体制の確立	
		巡回警備	入退出警備者管理
取水施設 (水源域、取水口)	○	○	○
導水管路 (調圧水槽、水管橋)	○	○	○
浄水施設	○	○	○
送・配水施設 (水管橋、配水池、ポンプ場)	○	○	○
管理事務所	○	○	○

2.2 水道施設の警備等

「国内でのテロ事件発生に係る対応について」(厚生労働省健康局水道課長通知平成15年12月15日)（参考資料1参照）に基づき、水道施設においては、水源監視の強化、浄水場、配水池等の水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図り、バイオアシセイ等による水質管理を徹底する。また、水道施設関係者等の管理の一環として、来訪者、施設出入業者の管理の徹底を図る。併せて、施設の現状把握を行い、備品、薬品等の管理、施設関係面等の管理の徹底など情報管理に努める。
また安全な水道水を利用者に供給するためには、貯水槽水道の管理等も強化する必要があることから、貯水槽水道の設置者や利用者に対して、広報等を通じた注意喚起に努める。
なお、水道施設の警備にあたり水道職員のみでは人員の確保が困難な場合、水道OBに依頼したり、外部委託を検討する。
またテロの発生が予見される場合は、通常の施設巡回以上のレベルで警備を強化

する（テロ犯罪の牽制のため、目立つ車両や服装で行うことが効果的）。

2.3 情報収集、連絡体制等の確立

緊急時対応の体制の確立の観点から、一般住民からの連絡窓口を設定し関係情報の周知を図り、情報収集に努め、緊急時ににおける水道事業体内外の関係者に対する連絡体制を確立する。

また、給水停止措置や緊急対応の指揮命令系統を確立するとともに、応急復旧体制や応急給水体制を含めた緊急事態への対応体制を確立する。
さらに、警察、消防等の関係機関と連携して、不審者の早期発見、テロの危険性および発生情報等の把握に努める。

なお、武力攻撃災害への対処の指示や総合調整などの情報連絡は、国民保護法に基づき、国の武力攻撃事態等対策本部、都道府県国民保護対策本部、市町村国民保護対策本部を通じてこれらの情報の確認や要請等を行う。

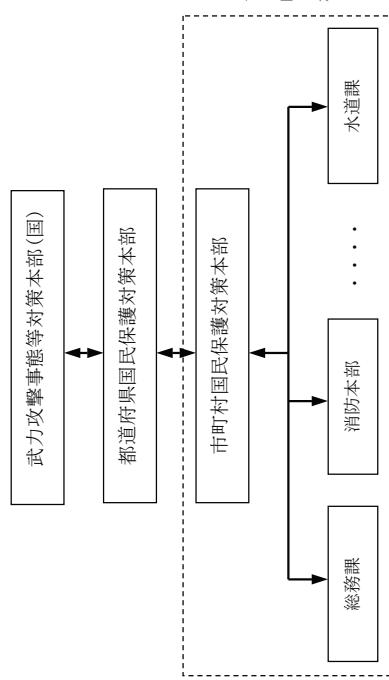


図-2 国民保護法に基づく情報連絡の流れ

また、施設近隣の住民に通報の依頼や施設に非常時連絡先を明示した看板を設置し、住民からの通報が容易なようにする。
なお、水源等への毒物投人等のテロの場合、国や都道府県の水道担当部署に対しては、「飲料水健康危機管理実施要領について」（参考資料2参照）に基づき、水質汚染の詳細な内容、措置の内容等を報告する。

2.4 水道施設のテロ対策

不審者の発見や水質異常を検知するため、以下の監視機器、毒物投入防止設備を設置する。

- ①原水・浄水・配水の自動水質監視機器の設置
- ②バイオアッセイ、ITVの設置
- ③浄水施設の覆蓋等の設置

2.5 教育・訓練

テロ発生時に迅速・的確に行動するためには、テロ対策マニュアルに基づき、教育・訓練を行い、テロに対する職員の意識と対応能力の向上を図ることが重要である。

訓練はテロによる想定被害に応じて、水質汚染事故対策マニュアル、施設事故対策マニュアル、管路事故対策マニュアル等を参考にして行う。

3. 応急対策

テロが発生した場合、応急給水、応急復旧等の応急対策を適切に行うため、テロによる被害の状況に応じて、他の危機管理対策マニュアルに基づき、以下のように対応することを基本とする。

- 水源や浄水施設に………水質汚染事故対策マニュアルにより対応
- に対する NBC テロ
- 施設を破壊するテロ………施設事故対策マニュアルにより対応
- 管路を破壊するテロ………管路事故対策マニュアルにより対応

II. テロ対策マニュアル(例)

1. 総論

1. 総論

1.1 目的

○市水道課は○○市国民保護対策本部の水道給水対策本部として、警戒配備、緊急措置、応急給水、応急復旧等の必要な応急対策を実施することが求められる。
本マニュアルは、○○市水道課がテロが発生するおそれがある場合における水道施設の警備強化や、テロ発生時ににおける通常給水の早期の回復と計画的な応急給水の実施などの応急対策の諸活動を迅速かつ的確に実施できる体制を作り、テロ対応を適切に行うことを目的とするものである。
なお、本マニュアルは、○○市国民保護計画および○○県国民保護計画の改定、また組織体制の変更等にあわせて、適宜見直す。

1.2 用語の定義

本マニュアルで使用している用語の定義を表 1-1 に示す。

表 1-1 用語の定義

区分	用語	定義
テロ	テロ	テロは次の場合をいう。 ①水道施設の物理的な破壊 ②水源域や水源、原水、浄水施設などに毒薬物を投入するBCテロ ③監視制御システム等に対するサイバーテロ
市町村国民保護計画	市町村国民保護計画	「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成16年9月施行)に基づき、国が定める基本指針に沿って、市町村が国民の保護のための措置の実施体制などを定めた計画。対象とする等の投入などの緊急対処事態のほか、水源地に対する毒物等の投げ入れ等の緊急対処事態がある。 ※NBCは「Nuclear」(核)、「Biological」(生物)、「Chemical」(化学)の総称。
対策本部	水道給水対策本部	テロが発生あるいは発生のおそれがある場合に、市町村国民保護計画に基づく対策本部の組織下で水道施設の警備等の予防対策、応急給水、応急復旧等を目的として水道課等に設置される対策本部。
水道事業体	応援事業体	テロによる被害が発生した場合、本市に対して応急給水、応急復旧等の応援を行う水道事業体。
テロ対策	予防対策	テロ発生時の応急対策のための事前準備対策(ソフト対策)および水道施設の監視設備や毒薬物投入防止対策(ハード対策)等のテロ発生に備えた対策。
初動体制	応急体制	テロ発生後、初動体制、応急体制を確立して行う応急給水や応急復旧等の対策。
テロ対策	応急給水	テロ発生後、動員・配備した職員等により、初期の活動(情報収集・連絡、被害調査、緊急措置、応急給水等)を行なう組織体制。
	応急復旧	応援事業体等を配備し、応急給水、応急復旧等を本格的に実施することができる組織体制。
		テロにより断水が発生した場合、緊急の水需要に応ずるための臨時の給水。断水状況を把握した上で応急給水計画を策定し、給水車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて実施する。
		通水回復に向けて実施する被害を受けた水道施設の修繕(復旧)。
		被害状況の把握、緊急措置、応急復旧計画の策定を行い実施する。

1.3 テロ対策マニュアルの構成

テロ対策マニュアルは、テロを想定して、テロ対策の基本条件を整理した「1. 総論」と、被害を未然防止・軽減するための「2. 予防対策」、及び被害が発生した後に対応する「3. 応急対策」から構成されている。

1. 総論
 - 1.1 目的
 - 1.2 用語の定義
 - 1.3 テロ対策マニュアルの構成
 - 1.4 テロの想定
2. 予防対策
 - 2.1 予防対策の概要
 - 2.2 水道施設の警備等
 - 2.3 情報収集、連絡体制等の確立
 - 2.4 水道施設のテロ対策
 - 2.5 教育・訓練
 3. 応急対策

1.4 テロの想定

本市水道で想定されるテロは○○市民保護計画に基づき、水源地に対する毒薬物等の投入、水道施設の破壊を想定する。

表 1-2 テロの想定

想定テロ	水源地に対する毒薬物等の投入	施設の破壊
施設名	○○貯水池	○○水管橋
		φ 400、支間長 L=30m

2. 予防対策

2.1 予防対策の概要

テロによる水道施設の被害や給水への影響を軽減するためには、本市では表 2-1 に示す予防対策を計画的に実施する。

表 2-1 テロ予防対策

テロの予防対策					
施 設	水道施設の警備等	情報収集・連絡体制の確立	監視機器の設置		
巡回警備	入退出者管理	通報体制等	監視カメラ設置	自動水質監視機器等の設置	
取水施設 (水源域、取水口)	○	○	○	○	○
導水管路 (調圧水槽、水管橋)	○	○	○	○	○
浄水施設	○	○	○	○	○
送・配水施設 (水管橋、配水池、ポンプ場)	○	○	○	○	○
管理事務所	○	○	○	○	○

2.3 情報収集、連絡体制等の確立

緊急時対応の体制の確立の観点から、一般住民からの連絡窓口を設定し関係情報の周知を図り、情報収集に努め、緊急時における水道事業体内外の関係者に対する連絡体制を確立する。

また、給水停止措置や緊急対応の指揮命令系統を確立するとともに、応急復旧体制や応急給水体制を含めた緊急事態への対応体制を確立する。

さらに、警察、消防等の関係機関と連携して、不審者の早期発見、テロの危険性および発生情報等の把握に努める。

なお、武力攻撃災害への対処の指示や総合調整などの情報連絡は、国民保護法に基づき、国の武力攻撃事態等対策本部、□□県国民保護対策本部、○○市国民保護対策本部の間で行われるが、水道課は市町村国民保護対策本部を通してこれら情報の確認や要請等を行う。

また、施設近隣の住民に通報の依頼や施設に非常時連絡先を明示した看板を設置し、住民からの通報が容易なようにする。

水原地等への毒物投人等のテロの場合、国や都道府県の水道担当部署に対しては、「飲料水健康危機管理実施要領について」(参考資料2参照)に基づき、水質汚染の詳細な内容、措置の内容等を報告する。

2.2 水道施設の警備等

「国内でのテロ事件発生に係る対応について」(厚生労働省健康局水道課長通知平成 15 年 12 月 15 日) (参考資料 1 参照)に基づき、水道施設においては、水原監視の強化、浄水場、配水池等の水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図り、バイオアシセイ等による水質管理を徹底する。また、水道施設関係者等の管理の一環として、来訪者、施設出入業者の管理の徹底を図る。併せて、施設の現状把握を行い、備品、薬品等の管理、施設関係面等の管理の徹底など情報管理に努める。

また安全な水道水を利用者に供給するためには、貯水槽水道の管理等も強化する必要があることから、貯水槽水道の設置者や利用者に対しても、広報等を通じた注意喚起に努める。

またテロの発生が予見される場合は、通常の施設巡回以上のレベルで警備を強化する(テロ犯罪の牽制のため、目立つ車両や服装で行う)。

表 2-2 関係機関との情報連絡体制(例)

関係機関		電話番号	FAX番号	本府担当
		関係事務課	総務課	管路 管路 復旧班 復旧班 情報 情報 計画課 計画課 相当
厚生労働省健康局水道部*1		03-3595-27664	03-3593-7963	○
武力攻撃事態等対策本部		*****-*****	*****-*****	○
○○県生活衛生部*1		*****-*****	*****-*****	○
○○県国民保健対策本部		*****-*****	*****-*****	○
○○県警○○署*1		*****-*****	*****-*****	○
○○市国民保健対策本部*1		*****-*****	*****-*****	○
公衆衛生担当部局		*****-*****	*****-*****	○
○○市保健所		*****-*****	*****-*****	○
国土交通省○○工事事務所		*****-*****	*****-*****	○
市関係機関				
○○川水質連絡協議会		*****-*****	*****-*****	○
公共用水営・地下水保全担当部局		*****-*****	*****-*****	○
毒物・劇物の製造等の監視指導担当部局		*****-*****	*****-*****	○
危険物を所管する消防担当部局		*****-*****	*****-*****	○
市消防局		*****-*****	*****-*****	○
日本水道協会本部		03-3261-2237	03-3261-2237	○
水道事業体				
日本水道協会○○地方支部		*****-*****	*****-*****	○
日本水道協会○○県支部		*****-*****	*****-*****	○
日本水道協会○○ロック支部		*****-*****	*****-*****	○
○○市応援協定締結部局		*****-*****	*****-*****	○
○○水道用水供給事業		*****-*****	*****-*****	○
自衛隊2		*****-*****	*****-*****	○
心・急救水心臓団体		*****-*****	*****-*****	○
心・急救水作業協力者ボランティア等)		*****-*****	*****-*****	○
施設維持管理受託業者		*****-*****	*****-*****	○
機械設備業者		*****-*****	*****-*****	○
浄水施設等 浄化施設 浄化施設		*****-*****	*****-*****	○
電気計装設備業者		*****-*****	*****-*****	○
水処理薬品業者		*****-*****	*****-*****	○
水質分析機器業者		*****-*****	*****-*****	○
○○市建設業協同組合		*****-*****	*****-*****	○
小中学校等		*****-*****	*****-*****	○
重要施設		*****-*****	*****-*****	○
病院		*****-*****	*****-*****	○
福利施設		*****-*****	*****-*****	○

注) *1 案件状況等の報告を行つ。
 *2 給水車、給水タンクを動せるラックを借用する場合。

2.4 水道施設のテロ対策

不審者の発見や水質異常を検知するため、以下の監視機器、毒物投入防止設備を設置する。

①原水・浄水・配水の自動水質監視機器の設置

②ハイオアッセイ、ITVの設置

③浄水施設の覆蓋等の設置

2.5 教育・訓練

テロ発生時に迅速・的確に行動するために、テロ対策マニュアルに基づき、教育・訓練を行い、テロによる想定被害に応じて、水質汚染事故対策マニュアル、施設事故対策マニュアル、管路事故対策マニュアル等を参考にして行う。

3. 応急対策
- テロが発生した場合、応急給水、応急復旧等の応急対策を適切に行うため、テロによる被害の状況に応じて、他の危機管理対策マニュアルに基づき、以下のように対応する。

- 水源や浄水施設に………水質汚染事故対策マニュアルにより対応
- に対する NBC テロ
- 施設を破壊するテロ………施設事故対策マニュアルにより対応
- 管路を破壊するテロ………管路事故対策マニュアルにより対応

3. 応急対策

参考資料1 国内でのテロ事件発生に係る対応について
(厚生労働省健康局水道課長通知 平成15年12月15日)

参考資料2 飲料水健康危機管理実施要領について
(平成14年6月28日 健水発第0628001号)

事務連絡
平成15年12月15日

各 厚生労働大臣認可水道事業者

厚生労働大臣認可水道用水供給事業者

厚生労働省健康局水道課

国内でのテロ事件発生に係る対応について

標記においては、別添のとおり厚生労働省関係各部局課長連名で各都道府県、政令市、特別区長あて危機管理の対応について通知されたところであるが、貴職におかれても下記について十分に留意の上、適切な体制整備をお願いする。

記

1. 事件発生に備えた事前対処

(1) 水道施設の警備等

水道施設においては、水源監視の強化、浄水場、配水池等の水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図り、バイオアッセイ等による水質管理を徹底すること。また、水道施設関係者等の管理の一環として、来訪者、施設出入業者の管理の徹底を図ること。併せて、施設の現状把握を行い、備品、薬品等の管理、また、施設関係者の管理の徹底など情報管理に努めること。

また、安全な水道水を利用者に供給するためには、水道事業者等による危機管理体制の徹底と併せて、貯水槽水道の管理等も強化が必要があることから、貯水槽水道の設置者や利用者に対しても、広報等を通じた注意喚起に努めること。

(2) 情報収集・連絡体制等の確立

緊急時対応の体制の確立の観点から、一般住民からの連絡窓口を設定し関係情報の周知を図り、情報収集に努めること及び緊急時ににおける水道事業体内外の関係者に対する連絡体制を確立すること。

また、給水停止措置等の緊急対応の指揮命令系統を明確化し、対応の迅速化等に努めること。さらに、応急復旧体制や応急給水体制を含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ること。

2. 事件発生時の対処

事件発生時には、「飲料水健康危機管理実施要領」に基づき迅速に対応するとともに、飲料水の水質異常などの情報を把握した場合には、「飲料水健康危機管理実施要領」について(平成9年4月10日衛水162号)に基づき、ただちに厚生労働省宛報告するようになります。

日頃から、水道水をはじめとする飲料水の衛生の確保につきましては種々ご配意賜りまして有り難うございます。

さて、当省におきましては、厚生労働行政分野全般に係わる国民の健康に係わる危機管理の基本的な枠組みとして、「厚生労働省健康危機管理基本指針」を策定し、この基本指針に基づき、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることを目的として、厚生労働省が実施すべき要領を「飲料水健康危機管理実施要領」(以下、「厚生労働省実施要領」という。)として定めていますが、今般、改正を行いましたので、送付します。

飲料水は国民の生命、健康に直結したものでありますので、貴職におかれても、厚生労働省実施要領をご参照の上、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態が生じた場合の対応要領などを定め、又は再点検することなどにより、健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の、より迅速かつ適正な実施を図られるようお願いします。

さらに、飲料水の水質異常などの情報を把握した場合には、下記により、直ちに当職宛に連絡いただくようお願いします。

また、水道法による直接的な規制が適用されない小規模な水道、飲用井戸等について、

て、例えは小規模な受水槽水道において、可能な限り「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和 45 年法律第 20 号)に基づき、建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業の登録を受けた者など専門的な知識、技能を有する者による清掃等の管理を指導するなど、衛生の確保に万全を期されるようお願いします。

なお、「飲料水健康危機管理実施要領について」(平成 9 年 4 月 10 日衛水第 16 号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知)は廃止します。また、厚生労働大臣認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に対しては、別途、厚生労働省より通知していることを申し添えます。

記

別紙様式

送付元 都道府県・市・区名	担当課名
送付先 厚生労働省健康局水道課 基準係	
FAX 03-3503-7963	
1 水質に異常が生じた飲料水の種類 (水道、専用水道、井戸水等) 及び発生日時	
2 水道原水、又は水道水の水質に異常が生じた水道、建築物、井戸等の名称及び当該施設の浄水処理方法、給水人口等	
3 上記 2 の水源名及び取水位置、又は建築物、井戸等の所在地	
4 被害の発生状況 (症状、人數、地域等)	
5 水質の異常の状況 (原因であると推定される物質、微生物等の種類及びその濃度)	
6 推定される原因物質等の排出源 (工場・事業場、車両等) 及びその所在場所	
3 情報提供様式 上記 1 又は 2 の情報については、別紙様式により、当課水道水質管理室基準係宛て FAX により送付し、併せて電話連絡願いたいこと。 FAX 03(3503)7963 電話 03(3395)23668	

飲料水健康危機管理実施要領

平成9年3月
(平成11年12月一部改定)
(平成12年3月一部改定)
(平成13年3月一部改定)
(平成14年6月一部改定)

厚生労働省健康局

I 総則

(1) この実施要領は、「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づき、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対し行なわれる健康被害の発生予防、重大防護等の危機管理の適正化を図ることを目的として、厚生労働省における責任体制及び確実迅速の発動要件について定めるものである。

(2) この要領において飲料水には次の3種のものをいう。

(1) 水道法に基づく種々の規制が適用される飲料事業者、水道用水供給事業者及び専用水道設置者(以下、本要領において「水道事業者等」という。)並びに簡易専用水道設置者により供給される水道水(以下、本要領において「水道水」という。)

(2) 規模が小さいことなどから水道法による規制が適用されない(1)以外の水道により供給される水(以下、本要領において「小規模水道水」という。)

(3) 個人が井戸等から汲み上げて飲用する水(以下、本要領において「井戸水等」という。)
なお、ボトルウォーターについては、食品衛生法により措置が講じられるものでのあるため、本要領の対象とはしていない。

(4) 水道法の水道水質基準は、小規模水道水を含めて、水道から供給される水全てに適用されるものである。また、小規模水道水や井戸水等については、厚生労働省の示す衛生要領を参考に、地方公共団体により地域の実情に応じた規制等が行われている。

そのため、本要領では、水道水のみならず小規模水道水や井戸水等を含めて、健康危機情報を入手した際に厚生労働省において対応すべき措置及びその実施体制について、特に詳細かつ具体的に定めるものである。

(4) 本要領においては、我が国の人口の約9.6%の飲料水となっている水道水について、水道水源から取水した水道原水の水質の異常(放射性物質による水質の異常を含む)又は水道設置において生じた事故等による汚染が原因となって、国民の生命、健康の安全を脅かす事態が生ずるおそれがある又は生じているという健康危機情報を入手した際に、厚生労働省において対応すべき措置及びその実施体制について、特に詳細かつ具体的に定めるものである。

(参考)

本要領において定めるところとは別に、厚生労働省においては、飲料水を経由して摂取する物質及び微生物による健康危機に関する新しい情報の収集及び調査研究並びに水道原水水質保全対策の強化及び断続的な浄水施設の整備などの、飲料水に係る健康リスクをできるだけ下げるための施策を推進することとする。

II 健康局水道課等における対応

1. 情報の収集

(1) 健康局は、飲料水に係る健康危機情報を入手したときは、水道課を情報収集の中心として、さらには詳細な健康危機情報を収集するものとする。
(1) 水道水の水道原水に係る水質の異常にについて
ア 水道課の職員は、都道府県(水道法第46条又は第48条の2に基づき権限を有する市町村及び特別区を含む。以下同じ。)又は水道事業者等から、水道原水質に異常が生じた旨の情報を入手した場合には、直ちに水道課長まで伝達するものとする。

した場合には、直ちに水道課長まで伝達するものとする。

水道課は、厚生労働省が直接所管する水道事業者又は水道用水供給事業者(以下、「厚生労働省所管水道事業者等」という。)の場合は直接、その他の場合は都道府県を通じて、水質異常の詳細な内容、浄水施設への汚染水流入の有無、都道府県及び水道事業者等が講じた取水停止などの措置の内容について情報を収集するものとする。都道府県を通じて情報を収集する場合において、夜間等都道府県に勤務がつかないときは、可能な限り水道事業者等の浄水場等から直接情報を収集を行うものとする。

水道課は、水道原水水質に異常が生じた厚生労働省所管水道事業者等と同じ河川等から取水して他の水道事業者等における情報を提供するよう指示するものとする。

水道課は、その所管に応じ直接又は都道府県を通じて水道原水水質に異常のある都道事業者等について、(ア)給水不能になるおそれの有無並びにそれを回避するために必要な応援給水の期間及び水量、(イ)水道用水供給事業からの兼用受水若しくは受水量の増量又は他の水道との間の緊急連絡管の整備等による代替管路給水の可能性、(ウ)地理的条件から他の都道府県の水道事業者等からの応援給水を行った方がより合理的である場合における、などについて情報を収集するものとする。

水道課は、その所管に応じ直接又は都道府県を通じて繼續して情報を収集するものとする。また、都道府県及び水道事業者等による調査等の結果が判明した場合、講ずる措置に追加又は変更があった場合には、壇場なく連絡に連絡し、情報を共有するものとする。

水道課は、都道府県から水道施設又は簡易水道により供給される水道水において事故が発生した旨の情報を入手した場合には、(1)のア、イ、エ、オ及びカに準じて対応するものとする。

(3) 水道水を原因とする食中毒等の発生について

水道課は、医薬局食品安全課監視安全課等から水道水が原因となり又は水道水が原因となったことが疑われる食中毒又は感染症が発生した旨の情報を入手した場合には、(1)に準じて対応するものとする。

(4) 小規模水道又は井戸水等の水質異常等の発生について
ア 水道課は、都道府県から、小規模水道又は井戸水等の水質に異常が生じた旨、又は医薬局食品安全課監視安全課等から小規模水道又は井戸水等が原因となったことが疑われる食中毒又は感染症が発生した旨の情報を入手した場合には、(1)に準じて対応するものとする。

イ 水道課は、小規模水道又は井戸水等に水質異常が生じた旨の情報を収集するものとする。
(2) 水道課は、(1)で収集した情報のうち、健康への影響は懸念されるもの、又は健康への影響は小さなが発生規模が大きいもの若しくは広域につながると懸念されるものについて、速やかに健康局調整会議主査に伝達するものとする。
また、生命への危険が強く懸念される場合には、速やかに厚生労働大臣まで、及び健康危機管理大臣まで伝達するものとする。

(3) 水道課は、(1)で入手した情報をについて、当該情報を伴う対応が決定された関係課に対し、速やかに当該情報を内閣調査するものとする。関係する省内内閣調査は以下のとおり。
・ 食中毒に関すること
・ 感染症に関すること
・ 健康局会議課監視安全課
・ 保健所・地域衛生研究所に關すること
・ 健康局総務課地域保健室

- (上記以外の情報であって、当該情報をお伝えすべき関係課がある場合は、当該関係課を含む。)
- (4) 水道課は、(1) で入手した情報について、健診危険の程度を判断するために必要なことがあれば、国立試験研究機関、研究者、国外の関係機関（世界保健機関、米国環境保護庁等）等から情報を収集するものとする。
- ア 飲料水の水質の異常又は食中毒若しくは感染症の原因に関する情報のうち、化学物質については国立医薬品衛生研究所研究機関衛生化部に、微生物については国立感染症研究所生活環境部に、細菌部に、放射生物質については国立保健医療科学院生活環境部に、それぞれ情報を求めるとともに、情報原となる研究機関、研究者等について示唆があったときは、当該情報原から情報収集を行ふものとする。

(参考)

- 化学物質について必要な情報としては、毒性、除去方法及び水道原水において検出された濃度レベルにおける当該物質による健康被害のおそれ等を、放射性物質については、これに加えて必要な情報としては、これまでの状況を、微生物について必要な情報としては、これまで引き起される状況を、出生源、水中での動態、経口摂取した場合におけるリスク等を、微生物については、消毒方法等を規定している。
- イ 净水処理技術に関する情報については、国立保健医療科学院水道工学部又は同部を通じて国内外の研究者若しくは関係機関から収集するものとする。
- (5) 水道課は、情報の的確な把握及び対策の検討に資するため、国立保健医療科学院、国立医薬品食品衛生研究所及び国立感染症研究所と連携して、また、世界保健機関、米国環境保護庁等を通じて、河川等の水質の異常にについては国土交通省河川局及び環境省環境管理局と、地下水の水質の異常については環境省環境管理局と、それぞれが把握している水質調査結果、講じられた又は講ずる予定の措置などについて情報交換を行う。
- イ 水道原水又は飲料水の水質の異常の原因物質を排出している事業場、施設等を所管する省庁との間で、原因物質の排出の状況、講じられた又は講ずる予定の措置などについて情報交換を行う。
- (6) 飲料水による重大な健康被害が発生した場合には、水道課は、必要に応じ、関係する地方公共団体との連携の下に、健康局長の了解を得て現地に職員を派遣し、情報の収集に努めるものとする。
- (7) 水道課は、水道原水又は飲料水の水質の異常が判明したときは、関係省庁と必要な情報交換を密接に行ふものとする。
- ア 河川等の水質の異常にに関する広範な情報収集に努めるものとする。

- (6) 飲料水による重大な健康被害が発生した場合には、水道課は、必要に応じ、関係する地方公共団体との連携の下に、健康局長の了解を得て現地に職員を派遣し、情報の収集に努めるものとする。
- (7) 水道課は、水道原水又は飲料水の水質の異常が判明したときは、関係省庁と必要な情報交換を密接に行ふものとする。

2. 対策の決定

- (1) 水道課は、健康への影響が懸念される、又は健康への影響が小さい苦しくは広域にわたると懸念される、飲料水を原因とする健康危機管理に係る検査の決定は、健康局長の決裁を行ふものとする（検査を講じない旨の決定を含む）。また、生命への危険が強く懸念される場合の対策決定等特に重要な決定を行った場合には、速やかに厚生労働大臣まで、及び厚生労働省健康危機管理調整会議主席に伝達するものとする。
- (2) 水道法に基づく施設行使等は次により行うものとする。
- (1) 水道法第3.9条に基づく立入検査について
- ア 厚生労働省所管水道事業者等について、給水を停止しなければ水道水に係る健康危険を回避することができないと認めるとき（以下、「給水停止の必要な場合」という。）は、当該厚生労働省所管水道事業者等に対して、判断の根拠を明確にして給水を停止するよう指導するとともに、必要に応じ水道法第3.9条に基づく立入検査を行い、当該厚生労働省所管水道事業者等の水道水、水道施設等について実地に客観的な検査を行うものとする。

- イ 都道府県が直接所管する水道事業者又は水道用水供給事業者（以下、「都道府県所管水道事業者等」という。）について、給水停止の必要な場合であって、水道の利用者の利益を保護するため緊急の必要があると認める場合は、都道府県を通じ、当該都道府県所管水道事業者等に対して、判断の根拠を明確にして給水を停止するよう指導するとともに、必要に応じ水道法第3.9条に基づく立入検査を行って実地に客観的な検査を行ふものとする。
- （2）水道法第3.9条に基づく立入検査について
- ア 厚生労働省所管水道事業者等について、給水を停止しなければ水道水に係る健康危険を回避することができないと認めるとき（以下、「給水停止の必要な場合」という。）は、当該厚生労働省所管水道事業者等に対して、判断の根拠を明確にして給水を停止するよう指導するとともに、必要に応じ水道法第3.9条に基づく立入検査を行って実地に客観的な検査を行ふものとする。
- イ 都道府県が直接所管する水道事業者又は水道用水供給事業者（以下、「都道府県所管水道事業者等」という。）について、給水停止の必要な場合であって、水道の利用者の利益を保護するため緊急の必要があると認める場合は、都道府県を通じ、当該都道府県所管水道事業者等に対して、判断の根拠を明確にして給水を停止するよう指導するとともに、必要に応じ水道法第3.9条に基づく立入検査を行って実地に客観的な検査を行ふものとする。

を行ふものとする。

（2）水道法第4.0条に基づく水道用水の緊急応援について

- ア 水道用水の緊急応援は、原則として都道府県が処理する事務であるが、給水不能となることが避けられない水道事業又は水道供給事業（以下、「水道事業等」という。）があり、緊急に水道用水を補給しなければ公共の利益が保護できない場合（以下、「緊急応援の必要な場合」という。）であって、当該水道事業等の管轄部所管水道事業等に対する水道用水の緊急応援の実現を図るよう、供給する側の水道事業者又は水道用水供給事業者を指導するものとし、必要に応じ水道法第4.0条第5項に基づく命令を行ふものとする。
- イ 緊急応援の必要な場合であって、都道府県が水道事業を行なうことができないと認める場合は、アと同様に供給する側の水道事業者又は水道用水供給事業者を指導するものとし、必要に応じ水道法第4.0条第3項に基づく命令を行ふものとする。
- ウ 緊急応援の必要な場合であって、ア及びイ以外の場合で、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる場合は、都道府県に対して、当該水道事業等に対する他の水道事業等からの水道用水の緊急応援の実現を図るよう要請するものとする。
- エ エの要請から6時間程度が超過してもなお、都道府県にによる調整の見込みがない場合には、当該都道府県に対して、水道法第40条に基づき、応急給水が可能であると考えられる水道事業等について、水道用水の緊急応援の命令を行ふよう指示するものとする。
- （3）水道法第3.6条に基づく改善の指示等について
- ア 厚生労働省所管水道事業者等について、施設の改善が必要な場合であって、水道の利用者の利益を保護するために緊急の必要があると認めるとき（以下、「施設の改善が必要な場合」という。）は、当該厚生労働省所管水道施設基準に適合しなくなつており、國民の健康を守るために、都道府県と連携して、必要に応じ水道法第3.9条に基づく立入検査を行い、実地に客観的な検査を行うものとする。
- イ ウ ア又はイの調査の結果、水道施設が施設基準に適合しなくなつており、國民の健康を守るために緊急に改善の必要があると認められる場合、又は水道技術管理者がその職務を怠つており、その緊急な改善を図らなければ水道水に係る健康危険が堆積できないことが明らかになつたときは、水道法第3.6条に基づく改善の指示等を行うものとする。
- エ エの設置する簡易専用水道について、その管理を緊急・改善することにより、水道水に係る健康危険を回避することができるところであると認めるときは、当該簡易専用水道について、実地に客観的な調査を行ふものとし、必要に応じ水道法第3.9条に基く立入検査を行うものとする。
- カ オの調査の結果、簡易専用水道の緊急な措置等を行わなければ水道水に係る健康危険が堆積できないことが明らかになつたときは、都道府県においては、都道府県における健康危険について水道法に基づく権限の行使等により必要な措置が講じられるものであるが、都道府県が「要請があるとき、又は当該施設に係る健康危険が極めて重大であるため、若しくは都道府県の区域を超えて生じているため都道府県のみでは対応が困難と認められるときは、必要な技術的助言を行う等の措置を講ずるものとする。
- （4）水道法第3.6条に基づく水道用水の健診危険について
- ア 専用水道又は簡易専用水道（国の設置するものを除く。）の健診危険については、都道府県において水道法に基づく権限の行使等により必要な措置が講じられるものであるが、都道府県が「要請があるとき、又は当該施設に係る健康危険が極めて重大であるため、若しくは都道府県の区域を超えて生じているため都道府県のみでは対応が困難と認められるときは、必要な技術的助言を行う等の措置を講ずるものとする。
- （5）小規模水道又は井戸水等の健診危険に対する措置について

ア 小規模水道水又は井戸水等の利用を継続することによって健康危険が生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県に対して、当該飲料水の利用者に対して飲用の停止や使用上の注意などにつけ必要な情報が徹底されること、及び当該者が生活上最小限必要とする代替飲料水を確保できる手段があることを確認するとともに、必要な技術的助言を行うものとする。

イ 都道府県から要請があるとき、又は小規模水道水若しくは井戸水等に係る健康危険が極めて重大であるため、若しくは都道府県の区域を越えて生じているため都道府県のみでは対応が困難と認められるときは、他の水道事業等からの水道用水の緊急措置又は応急統水の実施の調整、技術者等の専門家の現地への派遣の斡旋、小規模水道水又は井戸水等に水質異常が生じた地点をその区域に含む地方自治体が整備する水道事業に対する給水接続の要請などの必要な措置を講ずるものとする。

(3) 水道課は、健康危機管理に係る対策の決定を行った場合には、当該危険が無くなるまでの間、1の(1) (2)に準じて情報収集を行い、速やかに関係都道府県に連絡するとともに、対策決定の諸前提条件の変化に応じて対策を見直し、上記(1)及び(2)に準じてその決定を行うものとする。

(4) 水道課は、適時適切な対策の見直しを繰り返すため、対策決定の指揮は、判断理由についての資料を適切に管理するものとする。

(5) 水道課は、上記(1)、(2)又は(3)により決定された対策について、速やかに、その内容を公開することともに、特に確実な情報の下で当該決定を行った場合には、その前提となつた知見及び情報の内容、考慮要因、制約条件等を併せて公表するものとする。

(6) 水道課は、上記(2)による行政機関等に対する指導については、緊急やむを得ない場合を除き、文書によるものとする。緊急やむを得ず文書によらない場合にあっては、おつて文書により指導の内容を明らかにするものとする。

3. 研究班及び審議会での検討

(1) 水道課は、飲料水に由来する重大な健康への被害の発生が疑われる問題について、厚生科学審議会生活環境水道部会を機動的に開催し、必要な対策について専門的見地から意見を聞くこととする。

(2) 水道課は、飲料水に起因する健康被害について専門的かつ学問的な観点からの知見の集積を行うため、学識経験者から構成される研究班を機動的かつ彈力的に設置するものとする。

(3) 水道課は、上記(2)により研究班を設置する場合には、設置要綱等において、検討事項の範囲、責務等を明確にするとともに、対策決定に関わるような研究班については、研究班における検討状況の適時の厚生科学審議会生活環境水道部会への報告等、厚生科学審議会生活環境水道部会との連携強化を図るものとする。

4. 健康危険情報の提供

(1) 飲料水に関する健康危険情報の提供に係る対応の窓口は、水道課水道品質管理官及びその指定する職員とする。

(2) 飲料水に関する健康危険に係る国内外の情報については、適宜、報道機関、政府広報、高精度情報通信網等を通じて広く国民に提供することとする。この場合、(財)水道技術研究センターが整備している水道データベース、(社)日本水道協会の連絡網等を活用し、情報配布が迅速に行われるよう措置するものとする。

(3) 都道府県、保健所、地方衛生研究所等に対し、「厚生労働省総合システム（WISH）」を活用する等により、重要な緊急な健康危機管理に係る情報、講じた対策及び啓発方法等の情報並びに関連情報を共有すべき地方公共交通團体内の部局又は関係機関に於ける情報について、迅速かつ直接提供するとともに、必要に応じ、都道府県担当係長会議等を開催して周知するものとする。

5. その他

他部局は、必要に応じて、本実施要領を見直すものとする。